

氏名(本籍)	寺澤正直(長野県)
学位の種類	博士(図書館情報学)
学位記番号	博甲第5553号
学位授与年月日	平成22年7月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	図書館情報メディア研究科
学位論文題目	民間所在史料の保存に関する文化行政の支援
主査	筑波大学教授 緑川信之
副査	筑波大学教授 谷口祥一
副査	筑波大学教授 綿抜豊昭
副査	筑波大学教授 逸村裕
副査	国文学研究資料館教授 大友一雄

### 論文の内容の要旨

本論文は、民間所在史料の保存に関する文化行政機関の支援の現状を明らかにすることを目的としている。民間所在史料とは文化行政機関以外の団体や個人で保存される史料のことである。また本研究では図書館、博物館、文書館などの公的機関を総称して、文化行政機関とした。新たな史料流通に対して文化行政機関はどのような対応ができるのか(研究課題1)、所蔵者の意識状態及び対応能力と民間所在史料の危機状態はどのような関係であるか(研究課題2)、文化行政による民間所在史料の保存に関する支援の現状と課題(研究課題3)、という3つの研究課題を設定し、調査及び考察を行った。上記の研究課題は第2章の文献調査で得られた4つの論点を基に設定した。

本論文は6つの章で構成されている。第1章では、序論として研究の目的と方法、用語をまとめ、本研究論文の位置づけを明らかにした。

第2章では、文化行政による民間所在史料の保存に関する支援内容とその論点を整理するため、1990年以降に刊行された文献を対象として、文献調査を行った。その際、文化行政が行う支援を、民間所在史料の(a)発見、(b)所在確認、(c)所蔵者への助言、(d)受入、(e)整理、(f)利用者への備え、の6段階の工程に分け、各工程の具体的な作業や、その作業に関する問題点を指摘している記述を抽出し、それらの記述の比較分析を行った。その結果、①所蔵者の協力が前提である場合、文化行政が支援できない民間所在史料が存在する、②民間所在史料特有の史料危機が存在し、所蔵者によって引き起こされる史料危機もある、③文化行政における民間所在史料保存の意義が不明確であり、そのことが期待される支援の弊害となっている、④民間所在史料に関する新たな動向は文化行政における位置づけが曖昧であり、未検討の課題が多く存在する、という4つの論点を明らかにした。

第3章では、新たな史料流通に対して文化行政機関はどのような対応ができるのか(研究課題1)を明らかにするため、これまで未検討であったネットオークション上で取引される史料に着目し、一定期間における取引状況を計測した。調査対象とした史料は長野県に關係する史料である。次に、同県の文化行政の中心である長野県立歴史館の専門職員に対して、計測結果を基に文化行政機関での対応に関して聞き取り調査を

行った。その結果、長野県立歴史館の史料収集状況と比較すると、同県に関連するネットオークションの取引史料量は軽視できない規模であった。しかし、購入すべき対象の史料に対する調査期間、購入に要する議決期間を踏まえると、ネットオークションを含む新たな史料流通に文化行政機関が対応しにくい状況がある。以上より、史料流通への対策には、技術面の課題以上に文化行政組織の運営面の課題があることを明らかにした。

第4章では、所蔵者の意識状態及び対応能力と民間所在史料の危機状態はどのような関係であるか（研究課題2）を明らかにするため、所蔵者と民間所在史料の危機状態との関係モデルの作成を試みた。民間所在史料に関する文献より、史料の危機状態に関する事項と、個人所蔵者の史料に対する意識状態および負担への対応能力に関する事項を抽出した。前者を従属変数、後者を独立変数とし、両者の関係を分析する。文献調査により、5つの従属変数と20の独立変数が抽出され、それぞれの関係を分析することで、従属変数に対する独立変数の関係が明らかにされた。例えば、従属変数「売却により史料が処分される状態」は、独立変数「所蔵物が史料であると知るが、史料の継続保存に理解のない意識状態」および「史料の継続保存に理解はあるが、史料の利用に理解のない意識状態であり、維持保存と文化行政機関とのコミュニケーションのために被る負担への対応能力を持たない」に関係付けられる。

第5章では、民間所在史料の保存に関する文化行政の支援の現状と課題（研究課題3）を明らかにするため、質問紙調査を行った。歴史資料を収蔵している文化行政機関（図書館、博物館、文書館、歴史資料館、その他）を対象とし、2009年2月に質問票を送付した。主な質問項目は、(a) 支援内容、(b) 史料収集、(c) 支援に関する広報活動、(d) 所蔵者状況の把握、(e) 機関間連携、である。質問紙の送付数は296件、有効回答数は205件、回収率は69.3%であった。調査結果を分析し、①所蔵者が複数の機関へ来訪する負担がある、②所蔵者が機関の機能を誤解する、③不十分な支援に対する要因が未検討である、④複数の機関で作業が重複している、⑤個々の機関で行うことにより効果が期待される支援が明らかにされていない、という文化行政の課題を得た。これらの課題を解決するために、「史料の収蔵機能を持たない機関による支援」についての研究、「特定地域における機関の組織化」についての研究、「各機関による自館の支援機能の理解と公開」に関する研究、の3つの研究の方向性を示唆した。

第6章では、第3章から第5章までの調査の結果から導かれる結論及び、今後の課題について述べた。本論文では、史料の収蔵機能を持つ文化行政機関による民間所在史料の保存に関する支援の現状と課題を明らかにした。今後の課題として、(1) 史料の収蔵機能を持たない文化行政機関を調査対象に含めた特定地域における支援の現状調査、(2) 民間所在史料の危機状態に対する個人所蔵者の意識状態と対応能力の関係モデルの検証、(3) 新たな史料流通の計測と蓄積方法の再検討、などの必要性を指摘した。

## 審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、民間所在史料の保存に関して、文化行政機関がどのような支援を行っているのか、所蔵者は何を期待できるのか（あるいは期待できないのか）といった現状を明らかにすることを目的としている。民間所在史料とは文化行政機関以外の団体や個人で保存される史料のことである。また本研究では図書館、博物館、文書館などの公的機関を総称して、文化行政機関としている。

第1章では、研究の目的と方法、および用語の説明が述べられている。第2章の文献調査で得られる4つの論点を基に、新たな史料流通に対して文化行政機関はどのような対応ができるのか（研究課題1）、所蔵者の意識状態及び対応能力と民間所在史料の危機状態はどのような関係であるか（研究課題2）、文化行政による民間所在史料の保存に関する支援の現状と課題は何か（研究課題3）、という3つの研究課題を設定している。

第2章では、文化行政による民間所在史料の保存に関する、主に1990年以降に刊行された文献を分析し、論点を以下の4つにまとめている。①所蔵者の協力が前提である場合、文化行政が支援できない民間所在史料が存在する、②民間所在史料特有の史料危機が存在し、所蔵者によって引き起こされる史料危機もある、③文化行政における民間所在史料保存の意義が不明確であり、そのことが期待される支援の弊害となっている、④民間所在史料に関する新たな動向は文化行政における位置づけが曖昧であり、未検討の課題が多く存在する。1990年以降に焦点をあてたのは、『アーカイブズの科学』『文書館学文献目録』など既存の文献によって1990年以前については一定程度のまとめがなされていること、1990年ころから民間所在史料保存の状況が悪化し始めたこと、を理由としている。この判断は適切であり、1990年以降の状況を整理したことはこの分野の研究にとっても意義のあることである。ただし、1990年以前についての簡潔なまとめも加えれば、1990年以降の位置づけがより明確になり、研究展望としての深さと広がりが増すと考えられる。

第3章では、研究課題1(新たな史料流通に対して文化行政機関はどのような対応ができるのか)を明らかにするため、ネットオークション上で取引される史料に着目し、その取引状況を調査している。そして、この調査結果を基に、歴史館の専門職員に対して文化行政機関での対応に関する聞き取り調査を行っている。その結果、歴史館の史料収集状況から見てネットオークション上の取引史料量は軽視できない規模であったが、購入すべき史料に関する調査や購入の決済などに要する時間を考えると、こうしたネットオークションを含む新たな史料流通に文化行政機関は技術面の課題以上に文化行政組織としての運営面の課題があることを明らかにしている。このテーマに関する従来の調査・研究は特定の機関における史料の購入、寄贈等に焦点が当てられていたが、ネットオークションという新たな流通経路をとりあげ、よりマクロな視点で史料の流通をとらえるという着眼点が評価できる。もちろん、文化行政機関ではネットオークションの存在を認識していると思われるが、具体的なデータに基づく調査を行ったことは重要である。ただし、この調査は長野県に關係する史料のみを対象としており、今後、範囲を広げた調査が望まれる。

第4章では、研究課題2(所蔵者の意識状態及び対応能力と民間所在史料の危機状態はどのような関係があるか)を明らかにするため、文献調査によって、史料の危機状態に関する事項と、個人所蔵者の史料に対する意識状態および負担への対応能力に関する事項を対応づけ、所蔵者と民間所在史料の危機状態との関係モデルの作成を試みている。その結果、例えば、史料の危機状態が「売却により史料が処分される状態」というのは、所蔵者の意識状態が「所蔵物が史料であると知るが、史料の継続保存に理解のない意識状態」等と対応づけられる、などを明らかにしている。第3章ではネットオークションなどのあらたな史料流通に対して文化行政機関の運営面の問題点を指摘しているが、この章では所蔵者の状況に関する把握を行っている。言うまでもなく、民間所在史料は民間所蔵者の所有物であり、その保存は所蔵者の意識状態と能力に依存している。保存に対する意識状態と能力が高ければよい状態で保存される可能性が高く、低ければ消失・散逸の危険性が増す。両者の対応関係は、文化行政機関が民間所在史料の保存を考えると考慮に入れるべき重要な点であり、この対応関係をモデル化し明確にしたことの意義は大きいと言える。

第5章では、研究課題3(民間所在史料の保存に関する文化行政の支援の現状と課題)を明らかにするため、歴史資料を収蔵している文化行政機関(図書館、博物館、文書館、歴史資料館、その他)を対象として質問紙調査を行っている。その結果、①所蔵者が複数の機関へ来訪する負担がある、②所蔵者が機関の機能を誤解する、③不十分な支援に対する要因が未検討である、④複数の機関で作業が重複している、⑤個々の機関で行うことにより効果が期待される支援が明らかにされていない、という課題があることを明らかにしている。第4章で所蔵者の特性を明らかにした上で、その所蔵者が文化行政機関による支援として何が期待できるか、また何が課題かを明確にしたことは、所蔵者にとっても文化行政機関にとっても、お互いの立場を理解する上で有意義と考えられる。また、これらの課題を解決するために、「史料の収蔵機能を持たない機関による支援」、「特定地域における機関の組織化」、「各機関による自館の支援機能の理解と公開」という3つ

の研究の方向性を示唆している点も評価できる。

第6章では、第3章から第5章までの調査の結果から導かれる結論及び、今後の課題について述べている。

本研究は文化行政機関と所蔵者についてマクロな視点で分析を行っており、個々の機関がおかれている環境の相違などはほとんど考慮されていない。しかし、マクロな視点で分析したからこそ明らかになった点も少なくない。本研究の意義はそこにあるといえる。民間所在史料の保存に関して研究を行う上でも、また実践をしていく上でも、貴重な知見を提供していると考えられる。

よって、著者は博士（図書館情報学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。